

【概要版】

西条市  
子ども・子育て  
支援事業計画



平成27年3月  
西条市

# 計画策定の概要

---

## 1 計画策定の趣旨

---

平成24年8月、子ども・子育て関連三法（「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）が成立し、「保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することとなりました。

本計画は、このような全国的な動向やこれまでの次世代育成支援対策の取組の進捗状況や課題を整理し、子ども・子育て関連三法に基づき、平成27年4月から始まる新たな支援制度を推進するための事業計画として策定するものです。

## 2 計画の性格・位置付け

---

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。また、国の「次世代育成支援対策推進法」による市町村行動計画を内包する計画として策定しています。

本計画は、国の動向や市の現状を踏まえるとともに、これまでの市の取組との継続性を保ち、同時に様々な分野の取組を総合的、一体的に進めるために、既存計画との整合性も図りながら、地域社会での協働のもと、幼児期の学校教育・保育、児童福祉、母子保健及びその他子育て支援における環境整備等、次世代育成に関わる施策を推進するためのものです。



### 3 計画の期間

平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とします。

ただし、社会・経済情勢の変化や、西条市の子どもと家庭を取り巻く状況や保育ニーズの変化に合わせ、必要に応じて見直しを行います。

平成26年度まで	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度
次世代育成支援計画										
	本件計画期間									
					(見直し)	次期計画期間				

### 4 計画の策定体制

西条市の子ども・子育て支援事業を着実に推進していくために、行政のみならず、市民一人ひとりをはじめ各家庭や学校・地域・職場など、社会全体で積極的に取組を推進するものです。

本計画は、策定の段階から積極的な住民参加によって計画づくりを行いました。

#### (1) ニーズ調査の実施

子育ての状況や生活の実態、幼児期の教育及び保育サービスに対する量的及び質的ニーズ等を詳細に把握するため、就学前児童及び小学校児童の保護者を対象に、「西条市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

#### (2) 西条市子ども・子育て会議

西条市子ども・子育て会議条例に基づき「西条市子ども・子育て会議」を設置し、子育て当事者や子育て支援当事者等の参画のもと、本計画策定における重要事項等について審議しました。

#### (3) パブリックコメントの実施

本計画の内容について広く市民の意見を聴取するため、平成27年2月2日に案を公表し、平成27年2月27日までの間、パブリックコメント（意見公募）を実施しました。

# 西条市の子ども・子育てを取り巻く状況

## 1 子どもをめぐる状況

### (1) 総人口の推移・・・少子高齢化が急速に進行

	昭和60年		平成26年
総人口	115,983人	⇒	113,127人
年少人口（0～14歳）の割合	21.0%	⇒	13.1%
生産年齢人口（15～64歳）の割合	65.0%	⇒	58.5%
高齢者人口（65歳以上）の割合	14.1%	⇒	28.4%

### (2) 世帯の状況・・・核家族世帯や高齢単身世帯が増加

	昭和60年		平成26年
世帯数	35,276世帯	⇒	49,464世帯
1世帯あたりの平均人員	3.29人	⇒	2.29人

### (3) 出生数の推移・・・愛媛県の出生率を上回り、全国とほぼ同程度の水準

出生数	平成20年以降：年間900～970人程度で推移
出生率（人口千人対比）	平成20年以降：8ポイント台を維持

### (4) 合計特殊出生率の推移・・・全国・愛媛を上回るが人口置換水準（2.07～2.08）未滿

合計特殊出生率	平成20年～24年平均：1.72
---------	------------------

### (5) 未婚率の推移・・・全国・愛媛に比べ低いが、上昇傾向

	男性			女性		
	25～29歳	30～34歳	35～39歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳
平成12年	60.4%	34.1%	22.9%	44.9%	19.0%	10.1%
↓						
平成22年	60.9%	39.4%	31.4%	48.2%	27.2%	18.5%

### (6) 女性の就業率の推移・・・全国・愛媛を上回り、出産・育児期も上昇傾向

	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
平成12年	72.1%	62.0%	54.7%	62.0%	70.3%	70.6%
↓						
平成22年	69.7%	66.5%	63.9%	65.0%	69.9%	73.5%

# 計画の基本的な考え方

---

## 1 めざす姿

---

子どもと地域が伸び伸び育つまちづくりを目指して

## 2 計画の基本理念

---

### (1) 子どもの人権の尊重

「子どもの最善の利益が実現される社会を目指す」との考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの育ちの過程に応じた支援を行います。

### (2) すべての子どもと子育て家庭の支援

「父母その他の保護者が子育てについて第一義的責任を有する」との基本認識を念頭に、就労状況や性別などによりさまざまに状況が異なる保護者に寄り添い、安心して子育てができるよう支援します。

### (3) 地域社会全体での子育て支援

子育てに関わるすべての人がその喜びを感じるために、家庭・地域・企業・行政などが連携して、社会全体で子育てを支援していきます。



# 施策の展開

## 基本理念

## 基本目標

## 推進施策

子どもと地域が伸び伸び育つまちづくりを目指して

1 幼児期の教育・保育の充実

1-1 学校教育・保育の充実

1-2 地域子育て支援サービスの充実

1-3 保育サービスの充実

1-4 保育所における質の向上

1-5 子育て支援のネットワークづくり

2 妊娠・出産・子育てに至る切れ目のない支援

2-1 子どもや母親の健康の確保

2-2 母子保健と児童福祉の相互協力

2-3 小児医療の充実

3 子どもの心身の健全な成長に資する教育環境の整備

3-1 子どもの生きる力を育む教育環境の整備

3-2 家庭や地域の教育力の向上

3-3 思春期保健対策の充実

3-4 児童の健全育成活動の推進

3-5 「食育」の推進

4 子育てを支援する生活環境の整備と子どもの安全の確保

4-1 安心して外出できる快適な環境の整備

4-2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

5 職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）の推進

5-1 子育てと仕事の両立のための取組の推進

6 専門的な知識及び技術を要する支援の推進

6-1 児童虐待防止対策の充実

6-2 ひとり親家庭等への子育て支援の推進

6-3 障害児事業の充実

6-4 発達支援の取組

7 経済的な支援の推進

7-1 経済的な支援の充実

# 子ども・子育て支援の新たな取組

## 1 子ども・子育て支援制度について

子ども・子育て支援制度の推進にあたり、市が、幼児期の学校教育・保育及び地域の子育て支援事業についてのニーズを区域ごとにきめ細かく把握し、それに対応する事業量を計画的に確保していくため、区域設定を行い、事業ごとの需給計画を定めます。

本制度では、幼児期の学校教育・保育を一体的に推進するため、「施設型給付」と「地域型保育給付」の2つの給付制度を創設し、財政支援の仕組みを共通化します。そして、市が定める運営基準を満たして市の確認を受けた教育・保育施設（特定教育・保育施設）と地域型保育事業に対して、その財政支援を保障しています。

施設・事業		本制度の財政支援
特定教育・保育施設	幼稚園（確認を受けた） 保育所 認定こども園	施設型給付
地域型保育事業	小規模保育 家庭的保育 居宅訪問型保育 事業所内保育	地域型保育給付
確認を受けない幼稚園		なし (私学助成、就園奨励事業)

特定教育・保育施設と地域型保育事業を利用するときには、3つの区分が設けられた「支給認定」を受ける必要があります。

認定区分	対象年齢	保育の必要性	利用できる施設
1号認定	満3歳以上	なし	幼稚園 認定こども園
2号認定		就労や妊娠、出産などの「保育を必要とする事由」に該当	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満	就労や妊娠、出産などの「保育を必要とする事由」に該当	保育所 認定こども園 地域型保育事業

## 2 教育・保育提供区域の設定

地理的条件や社会的条件、未就学児童数、待機児童数等の条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案し、教育・保育提供区域を5区域とします。

### 教育・保育提供区域

圏 域	圏域内の小学校区	住民基本台帳 0～5歳 人口(人) ※1	幼稚園数 ※2	幼稚園 定員(人) ※2	保育所数 ※1	保育所 定員(人) ※1	未就学児童数に対する定員の割合 (%)
西条東部	西条・神拝・大町・玉津・飯岡	2,909	6	930	11	1,170	72.2
西条西部	神戸・禎瑞・橘・氷見	505	2	170	4	255	84.2
東 予	壬生川・周布・吉井・多賀・国安・吉岡・三芳・楠河・庄内	1,459	5	520	7	645	79.8
丹 原	丹原・徳田・田滝・田野・中川	433	1	100	5	300	92.4
小 松	小松・石根	400	1	70	3	300	92.5
合 計		5,706	15	1,790	30	2,670	78.2

※1 平成26年4月1日現在 ※2 平成26年5月1日現在

## 3 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保の内容

ニーズ調査と現状を踏まえ、提供区域ごとに均衡のとれた教育・保育の提供が行えるよう、3つの認定区分ごとに必要利用量を見込み、その確保の方策を定めます。

### 西条市全体での教育・保育の量の見込み

(単位：人)

区分	受給	実績 (H25年度)	1年目 (H27年度)	5年目 (H31年度)	確保の内容
1号認定 (3～5歳児 教育標準時間 認定)	①量の見込み	1,144	949	939	
	②確保の内容		1,790	1,790	
	②-①		841	851	
2号認定 (3～5歳児 保育認定)	①量の見込み	1,663	1,524	1,508	認可施設の分園・定員増 認可外施設の認可保育所への移行
	②確保の内容		1,651	1,737	
	②-①		127	229	
3号認定 (0歳児 保育認定)	①量の見込み	142	181	181	認可保育所の分園・定員増 認可外施設の認可保育所への移行 認可外施設の地域型保育への移行
	②確保の内容		201	221	
	②-①		20	40	
3号認定 (1・2歳児 保育認定)	①量の見込み	867	761	773	認可保育所の分園・定員増 認可外施設の認可保育所への移行 認可外施設の地域型保育への移行
	②確保の内容		833	875	
	②-①		72	102	

【1号認定】子どもが満3歳以上で、幼稚園等で教育を希望する場合

【2号認定】子どもが満3歳以上で、『保育の必要な事由』に該当し、保育所等で保育を希望する場合

【3号認定】子どもが満3歳未満で、『保育の必要な事由』に該当し、保育所等で保育を希望する場合

#### 4 地域子ども・子育て支援事業の利用量の見込みと確保の内容

すべての子ども・子育て世帯を対象とした支援が、計画的に提供できるよう、必要利用量を見込み、今後の方向性を定めます。

##### 西条市全体での地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

事業名	単位	実績値 (H25年度)	1年目 (H27年度)	5年目 (H31年度)	確保の内容
延長保育事業	か所	14	18	18	各保育所への職員配置 実施施設の増加 西条西部での実施施設確保
	人	259	354	353	
一時預かり事業	人日	幼稚園 預かり保育	46,030	45,671	確認を受けない幼稚園の預かり保 育と一時預かり事業の幼稚園型 (新設予定) およびその他の類型 により確保 西条西部で2か所確保 丹原・小松で実施施設確保
うち 幼稚園在園児(1号認定)	人日	27,944	493	488	
うち 幼稚園在園児(2号認定)	人日	一時預かり 事業	30,537	30,205	
うち 在園児以外対象の利用	人日	6,663	15,000	14,978	
ファミリー・サポート・センター事業	人日	528	3,246	3,242	提供会員を積極的に募集
うち 就学前児童	人日	172	1,500	1,498	
うち 就学児童	人日	356	1,446	1,444	
うち 病児・緊急対応強化事業	人日	未実施	300	300	
子育て短期支援事業	人日		2,594	2,591	児童相談所との連携による対応
うち トワイライトステイ	人日	未実施	2,344	2,341	
うち ショートステイ	人日		250	250	
病児・病後児保育事業	人日	1,182	1,316	1,298	現在2か所で実施
地域子育て支援拠点事業	か所	6	6	10	市内中学校区ごとに設置
	人回	38,916	36,864	37,152	
利用者支援事業	か所	未実施	4	4	本庁と各総合支所窓口を設置
乳児家庭全戸訪問事業	人	767	753	750	現状で対応可能
養育支援訪問事業	人	24	30	30	現状で対応可能
妊婦一般健康診査事業	人回	10,677	10,988	10,941	現状で対応可能
放課後児童健全育成事業	人	1,519	1,632	1,614	条例基準に基づく施設・設備の整 備により確保
うち 小学1～3年	人	1,519	1,145	1,102	
うち 小学4～6年	人	未実施	518	512	
実費徴収に係る補足給付を行う事業(新規)					
多様な事業者の参入促進・能力活用事業(新規)					

## 5 教育・保育の一体的な提供を含む子ども・子育て支援の推進方策

---

### (1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園の普及については、私立施設及び事業からの移行を最大限尊重し、公立施設の認定こども園への移行については、地理的要因なども考慮した上で、私立施設及び事業の動向を注視しながら適宜検討を行います。

### (2) 幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続（保幼小連携）の取組の推進

認定こども園、幼稚園及び保育所は、子ども・子育て支援での地域の中核的な役割を担い、地域型保育事業を行うもの及び地域子ども・子育て支援事業を行うもの等と連携し、必要に応じてこれらのものの保育の提供等に関する支援を行うことが求められます。加えて、地域型保育事業では、認定こども園や認可保育所との連携施設の設定が必要となるため、各設置主体がスムーズに連携施設の設定ができるように支援を行います。

認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校が、それぞれの発達段階での役割や責任が果たせるよう、意見や情報交換の場を提供するなど、連携の強化に努めます。

さらに、就学前の教育・保育施設、小学校、中学校との円滑な接続に向けて、子ども同士の交流の場や職員の合同研修会を行い、子どもの発達や学びの連続性を踏まえた教育を推進します。



# 計画の推進に向けて

---

## 1 計画の推進

---

### (1) 関係団体等との連携

計画の推進は、行政だけでは困難であり、様々な分野での関わりが必要であることから、家庭をはじめ、地域、企業、その他の関係団体などとの連携・協働により取り組んでいきます。

### (2) 計画内容の周知

広報紙やホームページ等の多様な媒体を活用し、計画の内容や進捗状況などの情報を公開し、広く市民への周知を図るとともに、これらに対する市民意見の聴取に努め、計画の推進に適宜反映していきます。

## 2 推進体制

---

本計画の基本理念「子どもと地域が伸び伸び育つまち」の実現のため、今後も、福祉・保健・教育・医療などの関係各課が連携し、全庁的な体制のもと、本計画の推進を図ります。

## 3 計画の進捗状況の管理・評価

---

### (1) 計画の進捗管理

計画の進捗管理については、関係団体や学識経験者、市民代表等からなる「西条市子ども・子育て会議」において、計画の進捗状況を確認いただくとともに、計画推進にあたっての意見・助言等をいただき、その後の計画推進に反映していきます。

### (2) 社会経済情勢等に対応した計画の推進

子どもや子育て家庭を取り巻く環境、社会・経済情勢、国の政策動向などの様々な状況の変化に的確かつ柔軟に対応しながら、可能な限り着実な推進に努めます。

なお、計画における「量の見込み」や「確保方策」などに大きな開きが見受けられる場合には、中間年度（平成29年度）を目安として、計画の見直しを検討します。見直しを行った後の事業計画の期間は、当初の計画期間（平成31年度）までとします。

